

国立研究開発法人情報通信研究機構令和3
年度革新的情報通信技術研究開発推進基金
に係る業務に関する報告書に付する総務大
臣の意見

国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）附則第14条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構令和3年度革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務に関する報告書に付する総務大臣の意見は次のとおりである。

総 務 大 臣

令和3年度革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

1. 国立研究開発法人情報通信研究機構においては、事業の効果的な運用を目指し、総務省と協議を行い、事業の公募や実施者の選定を行うなど、着実に業務を実施した。
2. 基金の管理については、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）附則第12条第3項及び革新的情報通信技術研究開発推進基金補助金交付要綱（令和3年2月16日総国技第23号）並びに関係規程に基づき、資金の安全性と資金管理の透明性を確保し、適切な運用が図られた。